

官庁統計に関する 32, 39問題

上智大 斎藤金一郎

1. 事業所調査の枠について 直接において、工場、商店等の他の事業所を対象とする調査（セニサス又は標本調査）を実施するに当って、対象が集団を有するべく完全にカバーする枠を用意するに於ける必要がある。いまよ；方枠を作成する方法は次の2種類に大別される。a) 対象をカバーする地域を調査区に分割し、調査区ごとに1人の作業員（調査員）を割り当てる。作業員は担当調査区内 a complete enumeration により該当事業所をリストアップする。この作業は零、統計調査を目的とした作業である。統計外の行政活動とは独立である。b) 統計外の行政活動、例之ば徴税務、社会保険義務のため得た行政記録を基礎とし対象の集団の unduplicated list を作りそれを枠として用いること。日本においては、人口や世帯を対象とした調査は勿論、事業所を対象とした調査におけるもう一つの方法・a) が用いられる事多く、しかし最近

a) 個別化 (2), アメリカ, カナダ, 西欧諸国の大部令によると、事業所を対象とする調査方式 (a) の方法によると、この事実は注目に値する。b) の長所 (1) は日本官片側の作業の duplication (統計的ではなく a complete enumeration of 作業と税務等の行政のための complete coverage) を達成するため行政全般の経済性と貢献度をもたらし、対象者の側における調査の duplication を除きやすくなることがあげられる。b) の長所 (1) は事業所の粹大向 (これは b) の方法の) が、その減少が少ないことであるが先進国の経験から知られるところである。日本における事業所を対象とする調査と従来通り a) の方法実施するには困難可べるが、c) と b) の導入を図るべきかを検討するに際して重大な問題である。b) の導入は日本の統計制度と日本官片制度全般の改革を要するものであるが方針慎重に斟酌すべきことを言つておいた。

2. 郵送調査法の活用による b) の長所 (2) は主として事業所を対象とする調査について論じた。日本でも多くの調査で郵送法が用いられてゐるが、事業所を対象とする最も基本的なセンサス、事業所センサス、工業センサス、商業センサス等はこれまで面接調査 (または調査員調査) が主流である。日本以外の先進国におけるは沿んと例外なく = 439

調査に相当する business census, economic census 等は郵送法が主として用いられる事である。無回答者に対する対応は十分に行なつておらず個人を名前で記入する事はほとんど努力せず、この場合が大部分である。郵送法の長所は(1)手数料が個人では無い場合は經濟性がある事である。(2)日本では昭和前半行政管理片長官の諮詢による郵送調査法の効果的導入(1932)における統計審議会の答申の内容は「郵送法は面接法に比べて幾分か經濟的であるが、...」と主張され他の面での利点の故にその方法がより広く用いられた事であると報告される。この答申は各方面の官片統計調査の実態を反映したもので日本は与えられた現状。そこで正しく結論を出されたが、二十世紀の先進諸国との郵送調査の内容を見解せよと正反対の立場を取る原因は何か。それは日本が官片統計における調査員手当が他の先進諸国に比べて著しく低い事實である。かくも低い調査員手当を強制しながる、調査員調査であるが故に郵送調査より正確方針一貫を提供しないと主張してゐる事である。二十世紀は慎重な檢討を要する重要な問題である。だが、郵送調査の導入は上記の検討成方法の採用に密接な關係を持つものである。